

(第1回) 国分寺市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和2年2月4日（火）

午前9時30分～

会場：市長応接室

- 1 国分寺市新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催について
- 2 事務局より現状について
- 3 各部の対応状況について
- 4 当面の対応方針について
- 5 その他

資料

国分寺市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱

新型コロナウイルスに関連した肺炎について（健康推進課）

感染症ひとくち情報（東京都健康安全研究センター）

市ホームページ

厚生労働省Q&A

国分寺市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条（新型コロナウイルス感染症の指定）の新型コロナウイルス感染症をいう。以下「感染症」という。）の発生の状況の変化等に鑑み、市における緊急的な対策を図るため、国分寺市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 感染症に係る対応方針に関すること。
- (2) 感染症の発生及びまん延の防止の措置に関すること。
- (3) 感染症に係る広報に関すること。
- (4) 感染症の対策について他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、感染症について市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 本部は、次に掲げる本部員をもって組織する。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 教育長
- (4) 議会事務局長並びに執行機関の部長及び部長相当職の者
- (5) 国分寺消防署長又はその指名する消防吏員

(本部長及び副本部長)

第4条 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は市長、副本部長は副市

長及び教育長をもって充てる。

- 2 本部長は本部を代表し、会務を総理する。
- 3 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 前項に規定する場合において、その代理の順序は国分寺市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則（平成20年規則第108号）に定める第1順位に掲げる副市長を第1順位とし、同規則に定める第2順位に掲げる副市長を第2順位とし、教育長を第3順位とする。

（会議）

第5条 本部長は、第2条の所掌事項について審議するため、必要に応じ、本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

（意見聴取）

第6条 本部は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は本部員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 本部の庶務は、健康部健康推進課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか本部の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

新型コロナウイルスに関連した肺炎について

令和2年2月4日健康推進課

1 海外・国内の状況

- 中華人民共和国湖北省武漢市において、昨年12月以降、新型コロナウイルス関連肺炎の発生が複数報告され、中国を中心に、世界各国からも感染が報告されている。
- 国内でも20人が感染（2月3日時点、都内でも発生）しており、人から人への感染も確認されている。武漢にとどまらず国内にウイルスがある状況。追跡は困難。
- 1月30日、安倍総理は、国会内で「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置。
- 1月30日、東京都は、「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置。
- 厚生労働省電話相談窓口、東京都電話相談窓口設置。
- 1月31日、WHO（世界保健機関）は、専門家による緊急の委員会を開き、感染がほかの国でも拡大するおそれがあるとして「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言した。
- 2月1日、厚生労働省は、新型コロナウイルスを指定感染症指定。

2 新型コロナウイルスとは

- 鼻水や頭痛、咳などの症状は、インフルエンザと同様であり、高齢者や持病のある方は、重篤化しやすい。
- 致死率は2%台で SARS（9.6%）よりは低い。
- 人から人への感染が認められ、感染経路として患者と濃厚に接触することによる飛沫感染、ウイルスに汚染された環境にふれることによる接触感染が考えられる。風邪やインフルエンザと同様に、まずは咳エチケットや手洗い等の通常の感染対策を行うことが重要。潜伏期間は、最長2週間。
- 感染を避けるためには、人が多く集まる場所避けるかマスク着用する。過剰な対応は不要であり、差別等へも配慮する必要がある。

3 他市の対応状況

- 資料2「都内での対策本部等設置状況参照」

4 国分寺市の対応状況

- 1月27日に市長，副市長，危機管理監，政策部長，健康部長で協議し，現時点では情報収集と庁内及び関係機関と連携して対応することを確認。
- 1月28日，市長，副市長，危機管理監，健康部長，総務部長で協議を実施し，市対策本部は設置までは，同メンバーで随時協議を実施し，健康部長から各部長への情報提供を行うことを確認。
- 1月29日市ホームページに新型コロナウイルスに関連した肺炎に関するページを作成。
- 1月29日より市民と直接接する窓口対応職員のマスク着用を開始。健康推進課より各部へ1,000枚のマスクを配布（子ども家庭部は保育園対応のため2,000枚）。
- 1月31日より第一庁舎1階（市民課窓口）及び第二庁舎1階（健康推進課・高齢福祉課窓口）の2ヶ所で市民へのマスクの配布を開始。
- 1月31日より庁舎や市の各施設の入口に乾性手指消毒剤（ヒビスコール）を設置。ヒビスコールについては，契約管財課及びいずみプラザ健康推進課窓口で各施設担当者へ配布。
- 1月31日危機管理監より職員向けに感染症予防の対応や不要不急の旅行等の自粛について掲示板通知。
- 2月2日安心安全メールにより新型コロナウイルス関連する情報を市民周知。
- 2月3日健康推進課ツイッターにより新型コロナウイルス関連する情報を市民周知。

5 健康推進課の感染症関連物品の在庫状況（令和2年2月3日現在）

| 物品種類 | 令和元年12月末 | 2月3日まで配布 | 2月3日時点在庫 |
|---------------------|----------|----------|----------|
| サージカルマスク | 100,000枚 | 15,000枚 | 85,000枚 |
| 乾性手指消毒剤 （ヒビスコール） | 1,058本 | 192本 | 866本 |

- サージカルマスクについては，職員が2か月使用する分で6万枚を試算。
- 乾性手指消毒剤（ヒビスコール）を令和元年度内に追加で1,000本購入予定（1月31日予備費充用）。
- その他，感染拡大時に関係機関と連携して使用する，防護服，ゴーグル，N95マスクの在庫有。

新型コロナウイルスに関するQ&A

(令和2年1月31日時点版)

一般の方向け

問1 コロナウイルスはどのようなウイルスですか？

発熱や上気道症状を引き起こすウイルスで、人に感染を起こすものは6種類あることが分かっています。そのうち、中東呼吸器症候群（MERS）や重症急性呼吸器症候群（SARS）などの、重症化傾向のある疾患の原因ウイルスも含まれています。それ以外の4種類のウイルスは、一般の風邪の原因の10～15%（流行期は35%）を占めます。

詳しくは、国立感染症研究所「コロナウイルスとは」をご覧ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/9303-coronavirus.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

問2 武漢市での新型コロナウイルス関連肺炎事例の概要は？

中華人民共和国湖北省武漢市において、令和元年12月以降、新型コロナウイルス関連肺炎の発生が報告され、中国を中心に、世界各国からも発生が報告されています。

詳細は以下のページを参照ください。

厚生労働省HP：「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

[ページの先頭へ戻る](#)

問3 新型コロナウイルスはヒトからヒトへうつるのですか？

新型コロナウイルス感染症の現状からは、中国国内ではヒトからヒトへの感染は認められるものの、ヒトからヒトへの感染の程度は明らかではありません。

過剰に心配することなく、風邪やインフルエンザと同様に、まずは咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うことが重要です。

[ページの先頭へ戻る](#)

問4 潜伏期間はどのくらいの長さですか？

潜伏期間は現在のところ不明ですが、他のコロナウイルスの状況などから、最大14日程度と考えられています。

他のコロナウイルスについては、[国立感染症研究所「コロナウイルスとは」](#)をご覧ください

[ページの先頭へ戻る](#)

問5 発生状況や死亡者数は？

最新の状況については、厚生労働省HP：「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」の「◆発生状況について」をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

[ページの先頭へ戻る](#)

問6 予防法はありますか？

一般的な衛生対策として、咳エチケットや手洗い、うがい、アルコール消毒など行っていただくようお願いします。

[ページの先頭へ戻る](#)

問7 武漢に滞在していましたがどのように対応すれば良いですか？

入国してから2週間以内に、発熱や呼吸器症状がある場合には、マスクを着用するなどの咳エチケットを実施の上、あらかじめ保健所に連絡の上速やかに医療機関を受診していただきますよう、御協力をお願いします。なお、受診に当たっては、武漢市の滞在歴があることを申告してください。ご不明な点は、最寄りの保健所にお問い合わせください。

[ページの先頭へ戻る](#)

問8 厚生労働省ではどのような対応を行っていますか？

検疫所では、入国者及び帰国者に対するサーモグラフィー等による健康状態の確認に加えて、中国からの全ての航空便、客船において、入国時に健康カードの配布や、体調不良の場合及び

解熱剤と咳止めを服薬している場合に検疫官に自己申告していただくよう呼びかけを行っています。

また、国内での感染拡大防止のため、原因が明らかでない肺炎等の患者を早期に把握し、適切に検査する仕組みを着実に運用しております。

詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイダンスをご参照ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

また、厚生労働省ホームページやTwitterで国民の皆様へ正確な情報を迅速にお伝えするとともに、海外渡航者向け検疫所ホームページ「FORTH」において、渡航者への迅速な情報提供及び注意喚起を行っています。

【情報発信サイト】

検疫所FORTH: <https://www.forth.go.jp/topics/fragment1.html>

厚生労働省HP: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

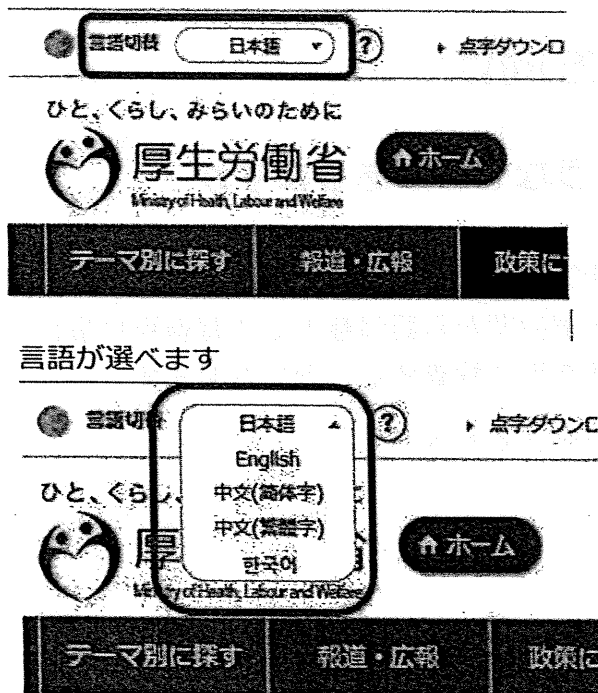
厚生労働省Twitter: <https://twitter.com/MHLWitter/status/1218053513495769088>

[ページの先頭へ戻る](#)

問9 多言語でHPを確認したいのですが

こちらの手順で厚生労働省HPの言語切り替えができます。現在は英語、中国語、韓国語に対応しております。

厚生労働省HPの左上の「言語切替」のタブをクリック



各言語でお知らせが出来ますので、お読みになり下部をクリックください。（※画像は英語です）

Notification

The following pages are translated by a machine translation system.
 Note that the machine translation system doesn't guarantee 100% correctness.
 Some proper nouns might not be translated correctly.
 Some PDF might not be able to translate.

OK

ページが選んだ言語に変わります。

Language change: English ?

Change in the text size: Small | Big | Special-sized | English etc.

• Health download • Site reading support tool start (Help)

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

Home

To a body • Question desk • Good question • Site map • Place by the national participation

Custom search Search

Look for it according Report and public relations to the theme

About a policy

About Ministry of Health, Labour and Welfare

Statistics information and white paper

Decrees of jurisdiction

Application, recruitment and information disclosure

Please see here about new-style coronavirus related pneumonia in China (Kohoku Ministry Wuhan city).
 There is general information about a compensation system to a family of a Hansen's disease former patient.
 About the recruitment situation of the accident volunteer in the devastated area for number 19 of typhoons.
 There is general information to the persons who had superior operations by an old Eugenic Protection Act.

Everybody who are medical clinic and a pharmacy about On-line qualification confirmation of health coverage.

Disaster-related information
 The additional benefit which are employment and workers' accident compensation insurance, etc. which affect work statistical survey every month. The registration form by which it's for address information and simple calculation tool click here for the detailed of other ones of employees insurance.

オンライン資格確認の

[ページの先頭へ戻る](#)

医療機関・検査機関の方向け

問10 診断方法にはどのようなものがありますか？

診断方法としては、核酸増幅法(PCR法など)がありますが、実際に検査を検討する場合は、「疑似症定点」の医療機関から疑似症として保健所に届出後、地方衛生研究所または国立感染症研究所で検査することになります。

まずはお近くの保健所にお問い合わせください。

[ページの先頭へ戻る](#)

問11 鑑別を要する疾患は何ですか？

肺炎を認める際には、市中肺炎の他、インフルエンザやアデノウイルス感染症が鑑別に挙げられます。そのほか、渡航歴などにより、MERSなども追加して鑑別に挙げられます。

[ページの先頭へ戻る](#)

問12 どのような治療方法がありますか？

有効な抗ウイルス薬等の特異的な治療法はなく、対症療法を行います。

詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイダンスをご参照ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ia/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

問13 疑い患者を取り扱う上での注意点はありますか？

手洗いなど一般的な衛生対策を心がけてください。手など皮膚の消毒を行う場合には、消毒用アルコール（70％）を、物の表面の消毒には次亜塩素酸ナトリウム（0.1％）が有効であることが分かっています。

詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイダンスをご参照ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ia/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

問14 疑い患者検体（サンプル）を取り扱う場合の注意点はありますか？

検体を扱う際にも、患者の取り扱い時と同様の感染対策をお願いします。

詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイダンスをご参照ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ia/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

問15 疑似症の届出は必要ですか？

武漢市からの帰国者など、集中治療その他これに準ずるものが必要な場合や臨床症状から肺炎と診断され、かつ、直ちに特定の感染症と診断ができない場合においては、直ちに疑似症として届け出る必要があります。

届出様式は下記のホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaaku-kansenshou11/01-07-01.html>

なお、疑似症定点に指定されている医療機関以外の医療機関においては、疑似症の届出は必須ではありませんが、保健所に連絡のうえ、検査の実施などについて相談してください。

[ページの先頭へ戻る](#)

問16 疑い患者が疑似症定点ではない施設を受診した場合はどのように対応すればよいですか？

管轄する自治体の保健所にご相談いただきますようお願いいたします。

[ページの先頭へ戻る](#)

問17 自治体で行政検査を実施する場合、検査方法等の技術的な内容に関する相談窓口はありますか？

新型コロナウイルス感染を疑う患者の検査方法の技術的な相談は、国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイダンスをご参照いただき、国立感染症研究所ウイルス3部にお問い合わせください（疫学調査に関する内容は感染症疫学センターにお問い合わせください）。

※国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

問18 検査が陽性となった場合の行政の対応は？

保健所では、都道府県や国とも連携しながら、必要に応じて積極的疫学調査を実施します。

詳しくは以下に掲載の情報をご参照ください。

・厚生労働省HP：「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」の「1 自治体・医療機関向けの情報」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイドランス

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

[ページの先頭へ戻る](#)

問19 在日中国人の方への案内はありますか？

下記をご案内ください。（中国大使館領事部作成）

领事保护与服务24小时热线：+86-10-12308、+86-10-59913991

邮箱：lss@mfa.gov.cn

如涉及海外中国公民安全与合法权益事项求助与咨询，请直接拨打+86-10-12308热线求助与咨询。



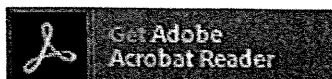
领事保护24時間ホットライン：+86-10-12308、+86-10-59913991

メールアドレス：lss@mfa.gov.cn

海外にいる中国国民の皆様へ、安全やお困りごとについてご質問があれば、+86-10-12308にお問い合わせください。



[PDF\(35KB\)](#)



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、[こちらからダウンロードしてください。](#)